

# 経営とガバナンスから見た食の安全

— 日本・中国・韓国の比較 —

林 康史\*

## 【要旨】

食の安全は、ミクロからマクロまで、個人、企業、社会というそれぞれのレベルにおける食に関与する各主体のリスク管理の対象であり、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの立場から企業のリスク管理の一環としてとらえることも必要である。一般には、例えば金融機関のリスク管理とは随分と異なっているように考えられるが、食と金融の類似点は少なくない。いずれも規制業種であること、また、リスク管理に失敗すると社会的な影響が大きいこと、さらには、犯罪やテロの標的となりやすいといったことも共通する。金融機関の巨額損失事例

---

\* 立正大学経済学部教授

本稿は、一橋大学・韓国の釜山大学・中国の人民大学の研究者らとともに行っている共同研究の一部であり、2017年3月、中部学院大学経営学部教授 畠山久志先生と合同で実施した中国での現地調査等を踏まえ執筆したものである。現地調査では、CHINA HUIXIN HOLDING GROUP LIMITED 董事長 CEO 張書訳氏（立正大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学）はじめ多くの方にご支援を賜り、貴重なご意見をいただいた。ただし、記載の承諾を得ていないため氏名・社名等を明記していないところもある。「第4節 企業の不祥事の判例」の中国・韓国における食品安全関連の企業不祥事の判例紹介は、函館大学専任講師 藤原凜先生と判例を選別し藤原先生が日本語でまとめたものをベースとしている。なお、文中意見にわたる部分は個人的見解であることをお断りしておく。

お世話になった機関並びに関係各位に感謝とお礼を申し上げる。

を見ると、リスクは現実には複合したかたちをとりやすく、単純または厳格な区分にはなじまないこと、また、損失の原因はさまざまであるが、巨額損失は、「無知・誤解等によりリスク認識がない、または低い」ために起こったケースが多く、事例の大半は、運用担当者への依存度、チェック機能・能力、経営陣の判断、事務管理体制に問題があったといえる。また、隠そうとすることでかえって損失が拡大したというケースも多い。「リスク認識はあったものの隠蔽工作等によりリスク管理が機能しなかった」ために損失が拡大したことがわかる。

食の安全に関しても同様のことが考えられる。食の安全においても、製造・流通にかかわる企業が最終的な責任を負い、不祥事が発生した場合に補償するというシステムを、法制度と社会的手段で担保する必要がある、責任主体たる事業者の果たすべき役割は大きい。また、生活様式の変化にともなって、消費者が口にする食品も未加工(生鮮)品や加工品から調理品、さらには外食や宅配へと変化しており、事業者の責任範囲は広がっている。

一方、具体的なリスク管理の方策については国ごとに大きく異なっている。四川の食品の製造現場を視察した際、コンプライアンスの担保のために他社と相互チェックを行うという、日本では考え難い対策を採っていた。

食の安全に関しても、ガバナンスやコンプライアンスが重要な切り口となる。中国・韓国の食品の判例を調べると、個人のモラルの低さが目立つ。また、同じ企業が何度も繰り返し問題を起こしていることや、他社が世間から批判される状況を見て自らの不祥事を隠蔽しようとするといったことも観察された。コンプライアンスが形式的な次元に留まっているとも考えられた。食のリスク管理に関してはGDPが少なからず影響しているといわれるが、今後、どのように中国・韓国の食の安全が担保されていくのかは興味深い。

**【キーワード】** 会社、ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理、不祥事

目次

はじめに

1. 金融リスクとコーポレートガバナンス

2. 食の安全性に関するリスクと不祥事を国際比較する際の留意点
3. 成都の食品会社等の例
4. 企業の不祥事の判例

【中国】

【韓国】

【日本】

おわりに

## はじめに

現在、日本・韓国・中国の食の安全を共同で研究している。主として行政法・刑法・消費者法の3分野からアプローチするものであるが、法と経済学からのアプローチ、具体的には、企業のガバナンスや組織文化、社会的な総合的なシステムや法意識といった視点も必要だと考える。実際に、食の安全を担保し実施しているのは、畢竟、生産者・製造業者を中心に、物流、販売といった食を提供する機能の集合体としてのシステムといっても過言ではなく、会社あるいは会社法を念頭に置いたアプローチも欠かせまい。

そうした観点から、また、企業の不祥事として食の安全をとらえると、金融業界の不祥事と本質的な部分ではあまり差異がないことに気づく。

それらと比較しながら、日本・中国・韓国の食品業者が起こした不祥事を見ることで、食の安全における企業の果たす役割の重要性を確認する。

## 1. 金融リスクとコーポレートガバナンス

2000年にコーポレートガバナンスとの関係性から金融リスクを考察すべく、金融機関の巨額損失の事例研究を行った<sup>1</sup>。そこから示唆される点は、食の安全は、つまるところ、個人、企業、社会まで含め、食に関与する各主体のリスク管理の

---

<sup>1</sup> 林 [2000]

対象であり、特に、コーポレートガバナンス<sup>2</sup>の立場から企業の食の安全に対するリスク管理を考える必要があるということであった<sup>3</sup>。

まず、リスク及び金融リスクを簡単に紹介しておきたい。

リスクの概念は、分野によって異なっているが、

- ① 危険な事柄
- ② それが起こる確率

のいずれかにウエイトが置かれて語られることが多い。例えば、食の安全は①が中心であり、金融リスクは総じて②が中心になろう。金融取引とは、リスクそのものに価格をつけてそれを取引対象とする“リスクの取引”といってよい。しかし、金融リスクの管理が重要視されるようになったのは、意外にも1980年ごろからであり、バブル崩壊以降、コンプライアンス・オフィサーの設置等リスク管理が行われるようになった。

人は、上記①②いずれも、自己にとってのリスクとして認知できるものに注意が集中しがちであり、また、曖昧な問題は前提を置いて判断され、結果としてリスク対応が疎かになる傾向がある<sup>4</sup>。

また、リスクは現実には重複し、複合したかたちをとりやすく、単純または厳格な区分にはなじまない<sup>5</sup>。

食と金融の共通点と相違点は、簡単にいえば、いずれも規制業種であること、また、リスク管理に失敗すると社会的な影響が大きいこと、さらには、それゆえ犯罪やテロの標的となるといったこと<sup>6</sup>も類似が見られる。一方、企業の規模等

---

<sup>2</sup> 本稿では、狭義のシェアホルダーとマネジメントの構造のみをいうものではなく、コンプライアンスも含めて、広義のコーポレートガバナンスの意味である。

<sup>3</sup> 金融における不祥事との比較については引き続き調査する予定である。

<sup>4</sup> 岡本 [1992] p. 5. カバーする範囲、また、想定されるリスクに対してどれだけカバーするかという両方の意味で、曖昧で疎かとなる。

<sup>5</sup> 区分することは意味があるが、それに拘ると実用性が乏しくなる虞がある。関係機関のリスク測定部門と対策部門を別組織とすることも慎重に判断されるべきだと考える。

<sup>6</sup> 後掲注8を参照。

からすると、食は参入障壁が比較的安く、金融はかなり高いということである<sup>7</sup>。

法は、そもそも“規範”としてのものと“ルール”としてのものに大別できる。規範は、例えば「殺すな」であり、普遍性が高く、簡単には改変されないもので、ルールは、例えば、サッカーなどのスポーツのルールのように、生活していくための決まりごとで、比較的簡単に改変され得る。食の安全は“規範”に近く、金融は“ルール”に近いと解するのが一般的であろう。しかし、食の安全に関しても、消費期限や原産地などが時代とともに基準やその表示方法が改変されたり、存外、ルールに属するものも少なくない。

金融リスクの分類等については割愛するが、金融機関の巨額損失の事例（1993～2000年に発生もしくは発覚または破綻した31事例）を見た。損失の原因は、単純な株式取引によるもの、スワップなどのデリバティブズによるもの等々さまざまである<sup>8</sup>が、リスクに対する認識・対応で興味深いことがわかった。

31事例を以下のように区分した。

#### A 無知・誤解等によりリスク認識がない、または低い事例

<sup>7</sup> 差異については、食品の財市場での取引や流通には、レモンマーケットの問題が生じるというコメントもいただいたが、金融の情報の非対称性は、期間の長短にかかわらず、商品に関して決定的な意味をもつという点でも似ていると考える。

<sup>8</sup> 例えば、バーナード・マドフの事件などは、過去のデータの捏造によるポンジスキームであって、金融の破綻事例とみなすことに私は反対である。もちろん、広い意味での金融に関する破綻事例ではあるが、金融取引・デリバティブズが損失の決定的な問題であったとは言い難い。単に金融業者が金融という枠組みを不正使用した詐欺と考えたい。ただし、実際には、例えば、仕組み債等の場合、どこからが詐欺かは判定が難しい。食の安全のケースでいえば、2007～2008年の中国の天洋食品の農業混入冷凍餃子事件（ジェイティブーズが輸入。日本で10人の中毒患者が出て、メタミドホスなど有機リン系殺虫剤が検出された。元従業員の会社に対する怨恨による犯罪であった）も構造は似ている。この事件はテロや無差別殺傷事件であって、食品安全問題ではないと考える一方で、食の安全という枠組みを不正使用した犯罪であるから、広義には食品安全問題に含まざるを得ないのも事実である。中西[2010]ほか参照。なお、天洋食品の事件では、政治的判断との見方もあるが、当初、中国の警察当局は日本で混入された疑いがあるなどと主張し、中国国内での捜査が進まず、日本政府が調査団を派遣した。結局、犯人逮捕まで2年を要した。

B リスク認識はあったが隠蔽工作等によりリスク管理が機能しなかった事例

C 予期せぬリスクが顕在化した事例

これらの基準で 3 つに分類すると、以下ようになった。

A のみ	9
B のみ	6
C のみ	0
A と B	8
A と C	6
B と C	0
A と B と C	2
合計	31

個別の事案を詳細には述べないが、それぞれのケースの例をあげておく。

A のみ	埼玉県信用農業協同組合連合会、栃木県信用農業協同組合連合会 (仕組み債)
B のみ	住友商事 (銅取引)
A と B	山一証券 (証券取引)
A と C	野村証券 (米国モーゲージ債, ロシア債)
A と B と C	ロング・ターム・キャピタル・マネジメント (債券デリバティブ)

ちなみに、重複を許してカウントすると、以下となる。

A 絡み	25
B 絡み	12
C 絡み	8

即ち、「無知・誤解等によりリスク認識がない、または低い」ために起こったケースが多く、「リスク認識はあったものの隠蔽工作等によりリスク管理が機能しなかった」ために損失が拡大していた。「予期せぬリスクが顕在化した」のみというケースは皆無であった。事例の大半は、運用担当者への過度の依存、チェック

機能・能力の欠如、経営陣の判断ミス<sup>9</sup>、事務管理体制の不備があった。また、隠そうとすることでかえって損失が拡大<sup>10</sup>したというケースも散見された。結局、人災または“組織”災の可能性が高く、体制作りがなされていれば、あるいは、リスク認知が組織で徹底されていれば、組織としての対応で防止し得た可能性がある。未調査であるが、ハインリッヒの法則<sup>11</sup>があてはまる可能性が高いと思われる。また、エージェンシー問題を拡張して考える必要があるかもしれない。例えば、大手であったがゆえに損失が大きくなるといったことも見られた<sup>12</sup>。

金融リスクという概念を把握するには、以下の視座が必要である。

(1) 可知・不可知

不可知の場合は事後対応となる。

(2) 認識・認知<sup>13</sup>

価値のリスクに関しては、① 未認識 → ② 認識 → ③ 認知（リスクの計測等） → ④ リスク対応、の4段階がある。

(3) リスクの変化

(4) 市場化の進展（食の場合は、グローバル化（食品の国際間取引の増大）も）

(5) コスト・ベネフィット

金融リスクの場合、 $\text{コスト} = \text{ベースライン確率} \times \text{生起するとダメージを被る確率} \times \text{その金額}$ 、となる。

<sup>9</sup> 米国のビジネス・ジャッジメント・ルールで責任を負わないとしても、経営判断にミスがなかったということにはならない。

<sup>10</sup> 行動経済学のプロスペクト理論で知られるところだが、利得と損失の感じ方は歪んでおり、また、金額が巨大になると金額に対する感覚が麻痺することが多い。隠すためのコストは通常の取引よりも圧倒的に高いが、正常な判断ができない場合、隠すためのコストの支払いは厭わなくなる。隠せる損は隠しきれなくなるまで大きくなる。

<sup>11</sup> 1つの重大な事故以前に、29の軽微な事故と300の異常が発生しているという労働災害の発生確率に関する法則。米国の損害保険会社に勤めていたハーバード・ウィリアム・ハインリッヒが1929年に発表した。重大事故の予兆はあるということである。

<sup>12</sup> 取引相手が、会社の規模や信用リスクに応じて対応を変えたと思われる事例もあった。

<sup>13</sup> ここでは、おおむね存在の一般的な理解を認識と呼び、自己の問題としての理解を認知と呼ぶ。

ちなみに、スティグリッツ<sup>14</sup>は、金融における信用の役割を重視しており、また、信用は個別的であるとしているが、そうした観点からしても、金融と食品の流通は似ているとも考える。

## 2. 食の安全性に関するリスクと不祥事を国際比較する際の留意点

金融の巨額損失事例の発生の原因が必ずしも単純な金融リスクによるものではなかったことを指摘したが、食の安全に関しても同様のことが考えられる。

ここで、不祥事という概念を参照したい。それは「企業やそのステークホルダー（特に、経営陣、従業員）にとって望ましくない出来事で、社会的にも悪い影響があるもの」<sup>15</sup>で、不正事件に限らない。不祥事は法意識や組織文化に跨るもので、ガバナンスの不備によって発生するといってもよく、一定の確率で発生する。ただし、国ごとに「非倫理的な行動」の基準が異なっていて、コーポレートガバナンスに相違がある<sup>16</sup>ため、不祥事は内容によって生起確率が異なるのではないかと考えられる。

なお、食の安全性や衛生状態は、GDP に比例<sup>17</sup>すると考えられるが、リスクに関する考え方も国によって異なるから、規格の国際的な統一を行えば効率的になるというものでもない。

食品の状態や食べ方、食べる場所に関して、未加工（生鮮）品・加工品・調理品、さらに調理するの否か、家庭での内食・中食・外食、といった差異が考えられるが、一般的にはそれぞれの国で生活様式の変化にともなって、調理品や外食のウエイトが高くなる傾向があり、時代とともに、生産・加工・保管・移送・販売・調理・保存それぞれの領域で、事業者の責任は大きくなっていく。

---

<sup>14</sup> スティグリッツ & グリーンワルド [2003]

<sup>15</sup> 植村 [2014] p. 8. 参照

<sup>16</sup> 各国の法制度・慣行等によって、株主と取締役会の関係といった、狭義のコーポレートガバナンスも異なる。本稿の目的の一つは、それが食の安全に与える影響を考えることにある。

<sup>17</sup> 中西 [2010] p. 127. 私見では、一人当たりの GDP のほうがフィットはよいと考える。



結局のところ、食の安全においても、製造・流通にかかわる企業が最終的な責任を負い、不祥事が発生した場合に補償するというシステムを法制度と社会的手段<sup>18</sup>で担保する必要がある。その意味で、責任主体たる事業者の果たすべき役割は大きいといわねばならない。

### 3. 成都の食品会社等の例

ここで、リスク管理の方策が国ごとに大きく異なっているであろうと思われる例を紹介しておく。

一昨年来、中国における食の安全・安心に対する企業の担保の仕方を調査すべく、地方の食品の製造現場を視察したいと考えていた。北京・上海よりも、地方では食の安全がさらに脅かされている可能性が高い<sup>19</sup>と考えたからである。

しかし、工場視察のチャンスがなく<sup>20</sup>、ようやく四川省成都近郊の食品の製造現場を視察することができた。四川省を選んだ理由は、上記のほか、製造業が適度に存在することが必要であり、偶々視察の機会があったという面も大きい。投資会社のルートで人伝てに依頼した結果、成都から車で半日の距離にある蒼溪県

<sup>18</sup> ① 事前・事後、② 行政、品質保証、表示、③ 刑罰や制裁といった観点を縦糸としつつ（中嶋 [2014] pp. 215–229 参照）、企業が起こした不祥事を「故意・過失」「作為・不作為」を区別しながらコンプライアンスとガバナンスの観点を横糸とした（植村 [2014] pp. 212 参照）研究が必要である。

<sup>19</sup> 中央政府に新たな管理監督の関連部門が設置されても、地方政府、なかんづく北京・上海から遠くに位置する地方の地方政府には関連部門が設置されていないことがあったりする。

<sup>20</sup> なかなか工場視察ができなかった。事前のアポイントは取れず、取れたとしても、結局、突然にキャンセルされたりした。成都の食品安全協会の副会長の会社に視察を依頼していて、了承との返事であったが、前回 2016 年 12 月の出張時と同様の事態が起こった（前回も、その会社と、上海の別の会社でも、突然、連絡が取れなくなった）。他は門前払いだったことも考え併せると、研究のためと言い条、海外からの工場視察（しかも、調査目的が食品の安全性の問題）は避けたかったのであろう。偶然かもしれないが、何度となく、直前に視察できないことになった。

の某食品企業<sup>21</sup>の製造工場を視察し、董事長・総経理らと面談することができた<sup>22</sup>。以下、2017年3月12日の日曜日に行った視察を簡単に紹介する。

通常は土日を除く週に5日の稼働だが、当日は私たちの訪問のために日曜にも拘わらず稼働したとのこと。食の安全に関して心がけていることを聞くと、董事長は「原材料、調味料、殺菌」がポイントとのこと。当然のことであるが当局の衛生基準はクリアしている。ジャストインタイム方式によって注文を受けてから生産する。

この食品企業の売上は、ある北京の卸売業者との取引が全体の3分の2を占めている。契約は、工場渡し。上記卸売業者が空荷のトラックで取りに来る。また、2時間ごとに運転手がトラックの冷凍庫の状況、荷物の状態をチェックし、この食品会社に報告することになっている。移送には24時間ほどかかる。

その北京の卸売業者が、契約によって、各製造過程を監視カメラで24時間リアルタイムでウォッチしている。工場視察の際、たまたま監視カメラの映像が切れたが、わずか5分ほどで北京から回線が切れていることを電話で通告してきたのには驚いた。相互信頼ではなく、リアルタイムの報告や映像等による相互チェックで不正を防いでいることが興味深い。

改めて、この種の研究には現地調査が不可欠であると考えた<sup>23</sup>。

---

<sup>21</sup> 2015年に設立。工業団地の一角に位置する食品工場。売上は、7500万元(約12.5億円)。製品は、例えば丼の具のようなもの26製品を製造・冷凍しており、うち、主力は6種類。

<sup>22</sup> 工場視察ができたのは、投資会社董事長の肩書の効果によるものと思われる。投資会社が依頼したため、企業側も視察希望等を聞き入れてくれたのであろう。もともとの彼の知り合いは追加で投資してもらおうといったメリットが考え難いため、工場視察等を渋る一方、面識のない企業は投資の可能性があることを期待して工場視察等の要望に応じたものと思われる。

<sup>23</sup> 天府商品交易所(上場商品は、大別して、農産物、金属、化学製品、ダイヤモンド、建築材、エネルギーの6つ)董事長・総裁 刘昴生氏の「特に農産物について、政府がすべて規制しているわけではなく、産業発展のため、情報生産は必要であり、例えば、緑茶は、取引所の基準をクリアしていることを企業は宣伝に使っている」とのコメント等は参考になる。

#### 4. 企業の不祥事の判例

以上のように、製造・流通にかかわる企業に対する制度と社会的手段といっても実情は国ごとに大きく異なっている。それらを踏まえて、日本・中国・韓国における食の安全に関する判例をどのように分類・整理するかについては、さまざまな基準があり得よう<sup>24</sup>。ここでは、それらを“不祥事”という観点から、企業のどこに問題があったかにウエイトをおいて整理する。

まず、日本・中国・韓国における食の安全問題の判例等のうち、それぞれの国における企業の不祥事についての特徴的な事件、また、社会的に話題となった、あるいは、影響のあった事件のなかから特に大企業もしくはリーディングカンパニーの不祥事を中心に提起し、(1) 事件の背景、(2) 事件の発端・経緯、(3) その後の展開、会社の対応、(4) 顛末、裁判の行方、(5) コメント、を述べる。それらは、また、便宜的に、① ガバナンス上の問題で経営者が関与したもの、② ガバナンス上の問題で従業員等が関与したもの、③ 製造物責任、④ 食の安全と報道、等に分けたが、本稿では、時間的な流れも見たいことから、時系列で記述した。なお、Date 欄の日付は、事件が発覚した日や立入検査が行われた日である。

現在のところ、例えば、他にも、上海染色饅頭事件、北京黒心ダック事件、江蘇西瓜爆発事件など、サンプルを増やしたいと考えている。

---

また、成都の伊藤洋華堂(イトーヨーカドーの現地子会社)等に出店している、日本企業(和幸、カプリチョーザ、すき家、等々)の本社・親会社(日本)で、中国の食の安全に関してのヒアリングを行うことを検討したい。

<sup>24</sup> 例えば、事案そのものの分類として王[2011]は、① 食品に混ぜ物をして増量、劣悪な製品を製造するケース、② 有毒物質、特に農薬が残留するケース、③ 製品管理が不適切で細菌や微生物で汚染するケース、④ 食品添加物を乱用するケース、をあげている。その背景としては、① 政府による管理監督体制の不備、② 法律の未整備、③ 消費者の安全意識の不足、④ 食品製造業者の責任感の欠如、劉[2011]

## 【中国】

## 阜陽粗悪粉ミルク事件【製造物責任】

Date	2004 年 3 月
Commercial Name	全国 54 社
Scandal Type	刑法違反

## (1) 事件の背景

中国の農村部では、両親の出稼ぎのため、市販の粉ミルクを飲まざるを得ない子供が多い。他方、農村部に流れ込む粉ミルクは安価なものが多く、偽装や粗悪品の粉ミルクを分別することは難しい。さらに、当時中国の粉ミルクの監督管理は、10以上の省庁が分担し、この類の責任と権限の不明確な事件は放置する慣行が蔓延していた。そして、後に処罰根拠となる中国刑法 143 条の「衛生基準に符合しない食品の生産販売罪」に、「栄養基準」が含まれるかどうかも明確ではなかった。つまり、行政と司法システムの不備が、本件惨事を招いた。

## (2) 事件の発端・経緯

2003 年頃安徽省阜陽では、頭部肥大、顔面の水腫れ、四肢短小、発熱などの症状を見せる乳幼児が 100 人以上報告された。その原因は、粉ミルクに含まれる栄養成分が極端に不足したことによる栄養失調だった。2004 年 3 月、メディアが事件を報道したことで注目を集めた。2004 年 4 月、温家宝総理が事件の調査を指示し、政府の合同調査チームが、2003 年 3 月 1 日以降阜陽で出生し、粉ミルクを主要な栄養源とする乳幼児を対象に調べたところ、栄養失調が 229 人（そのうち中度の栄養失調 189 人）、28 人が入院治療中で、12 人がすでに死亡していた。

## (3) その後の展開、会社の対応

8 月 12 日、中国国家品質監督検査検疫総局が全国 496 社に対して行った粉ミルクのサンプル検査の結果、54 社の製品が栄養基準を満たさなかった。当該 54 社は、全国に公開され、生産中止を余儀なくされた。

## (4) 顛末、裁判の行方

阜陽市の市長や副市長など数十名が免職などの処分を受けたが、多くは復職し

ている。そして、2004年6月23日、被害児童の父親高氏が被害者で初めて、粉ミルク製造元と関係者ら6人を相手に提訴した。製造元は、「伊鹿」が自社の名称を盗用した偽造商品である旨主張し、関係者らは粉ミルクに毒素は含まれていなかったこと、栄養失調合併症と粉ミルクの飲用には因果関係がないなどの抗弁をした。2005年4月16日、阜陽市中級人民法院は、関係者らに61002.21元の損害賠償を命じ、内蒙古永欣乳業有限責任公司に対する請求は、製造元とは判断されず、退けられた。

### 三鹿集団 メラミン粉ミルク事件【ガバナンス——経営者関与】

Date	2008年9月9日
Commercial Name	石家庄三鹿集团股份有限公司
Scandal Type	刑法, 食品安全基本法違反

#### (1) 事件の背景

中国では、長年乳汁と飼料の値段がほぼ同額に推移したため、酪農業者が減少傾向にあった。他方、伊利・蒙牛などの全国大手牛乳メーカーは、より多くの乳汁をより安く確保すべく、各地域で地元の零細業者が倒産するまで高い値段で乳汁を買い取り、独占状態になると安く買い叩く企業戦略に出た結果、慢性的な乳汁の品質低下を招いた。

三鹿の本社所在地である石家庄市でも、2003年ごろから大手メーカーの参入により、乳汁の争奪戦が激しさを増し、例年の1.5倍の新生児が誕生した2007年下半期には、「乳汁の納入ルートを確保するためには基準未達の乳汁でも仕入れざるを得ない」状況となった。

#### (2) 事件の発端・経緯

2008年3月、南京で10件の乳幼児泌尿器結石の症例が報告され、原因と思われた三鹿の粉ミルクの16サンプルを検査した結果、15のサンプルからメラミンが検出された。9月9日、「甘肅14人の乳幼児が三鹿の粉ミルクで腎臓結石に」というタイトルの報道がなされ、当日の午後、国家品質管理総局の検査員が三鹿に派遣された。

一方、三鹿には、2007 年末ごろから粉ミルクを飲用した乳幼児の尿に赤色の沈殿物が見られるというクレームが入るようになり、2008 年 5 月中旬には、粉ミルクの非乳タンパク質窒素量が通常の 1.5 倍～6 倍ある旨の報告が社長に届いていた。7 月 24 日、三鹿は河北出入国検疫検査技術センターに匿名でサンプルを持ち込んで検査し、8 月 1 日、緊急の経営者会議を招集した。しかし、ブランドイメージを守るため、リコールではなく、順次商品を回収して交換する方針を固めた。しかし、生産が追いつかなくなると含有量の基準を緩め、当初はメラミン含有量 10～15 mg/kg 以下の商品に差し替えていたのを、20 mg/kg の商品でもよいとする方針へと転じた。一方、三鹿の隠蔽工作に痺れを切らした第 2 位の大株主フォンテラ社は、9 月 5 日にニュージーランド政府と首相を通して直接中国の中央政府に事件を報告した。9 月 11 日、三鹿の工場は全面封鎖され、9 月 13 日、中国國務院は国家安全事故レベル I (最高レベル、特に重大な食品安全事故を指す) が宣言された。

政府の発表によると、2008 年 9 月 21 日現在、問題の粉ミルクを使用して医療機関を受診した乳幼児のうち、健康を回復したのは 39,965 人、入院中の乳幼児が 12,892 人、すでに退院したのが 1,579 人、死亡 4 人とされた。また、同 25 日までに、香港で 5 人、マカオで 1 人の発症が確認された。

### (3) その後の展開、会社の対応

2008 年 12 月 19 日、三鹿は 9.02 億元を借入れ、被害乳幼児の治療費と賠償費として中国乳業協会に寄付したことで、11.03 億元の債務超過に陥り、2009 年 2 月 12 日に倒産した。一時資産総額 149.07 億元とされた三鹿は、3 月 4 日に 6.165 億元で三元社に売却された。伊利・蒙牛・光明の三大乳製品会社の液体ミルクからもメラミンが検出された騒動も手伝い、外資の粉ミルクのシェアが 2007 年の 35% から 2012 年には 60% と急速に伸びた。

### (4) 顛末、裁判の行方

2009 年 1 月 22 日、第一審の河北省石家莊市中級人民法院は、三鹿前社長に無期懲役、管理職 3 人にそれぞれ有期懲役 15～5 年を言い渡した。また、法人としての三鹿には、偽造粗悪商品の生産販売罪が適用され、4937 万元の罰金が言い渡された。さらに、メラミン入り原材料の納入業者は 3 人が死刑、1 人が無期懲役

を言い渡され、2009年11月24日、3人のうち2人の死刑が執行された。

#### (5) コメント

日本・韓国でも知られた事件である。原材料の納入業者が粗悪を隠すべく、牛から搾った乳汁にメラミンを混入させ、タンパク質検査をクリアして納入したものを使用。その後、三鹿はメラミンの含有量の少ないものを使用することにしたが、次第に基準を緩和していき、被害が拡大した。三鹿は、ブランドイメージが傷つくことを恐れ、事件を隠蔽しようとし、リコールも行わなかった。

なお、本件に先立って、前述の安徽省阜陽で粗悪粉ミルク事件（タンパク質が含まれておらず、乳児が栄養失調で死亡）、また、メラミン入りペットフード事件（蛋白含有量を多く見せかけるためのメラミンで、ペットが腎不全になった）が起こっている。

### 双匯集団 クレンプテロールソーセージ事件【ガバナンス——従業員等関与】

Date	2011年3月15日
Commercial Name	河南双匯投資發展股份公司
Scandal Type	食品安全基本法違反

#### (1) 事件の背景

空前の健康ブームより、中国の消費者は油脂や脂肪を避け、肉の売れ行きは赤身肉に集中するようになった。他方、当時の中国食肉検疫の管理・運営は杜撰で、尿検査を人尿にすり替えて誤魔化したり、検査自体を省略して一頭につき2円で3大証明書を購入したり、10円で「動物製品検疫合格証明書」を手に入れたりしていた。また、流通管理も同様で、100元払えば南京市の指定食肉処理場に持ち込み、市場で流通した。

#### (2) 事件の発端・経緯

2011年3月15日、中央テレビ局が「『健美豚』の真相」という番組で、河南省孟州、沁陽、温県などの養豚場から禁制品であるクレンプテロールで飼育した豚肉が出荷され、加工肉食品業界大手の河南双匯集団傘下の済源双匯食品有限公司に納入されていることが報じられた。

番組放送の翌日、会社側は消費者への謝罪声明文を発表し、翌 17 日には、済源双匯責任者の解任を、18 日には問題商品の自主リコールと、回収された商品を政府の管理下で処分するよう指示した。21 日には済源双匯が無期限の営業停止となった。23 日には董事長万氏が正式に謝罪するとともに、内部調査などの事態收拾方針を発表した。3 月 31 日には、全国 61 の地方政府が行ったサンプル調査の結果、クレンプテロールは検出されなかったことを公表し、4 月 19 日双匯集団は事故調査報告書と営業再開を発表した。

### (3) その後の展開、会社の対応

河南省が、事件発覚後から 23 日までに、50 頭以上飼育する養豚場 6 万カ所を検査したところ、クレンプテロール陽性反応を示した豚が 60 業者の 126 頭、50 頭未満の小型養豚場 7 万カ所あまりでは、8 頭の豚が不合格となった。一方、事件後双匯集団は、再発防止策として、養豚場に監視員を配置し、仕入れる豚肉について全量検査を実施する方針を打ち出した。

### (4) 顛末、裁判の行方

2011 年 7 月 25 日、河南省焦作市中級人民法院は、クレンプテロールを製造販売した 5 人に対し、刑法の「危険な方法による公共安全危害罪」の共同正犯を認定し、1 人には 2 年の執行猶予付き死刑を、1 人には無期懲役などを言い渡した。双匯集団は罰せられなかったが、3 月 15 日に株式の取引が停止したことにより、103 億円の時価総額を失い、3 月 15 日からの 31 日間の売上損失は約 15 億元、この他にもブランドイメージ低下による損失は甚大だった。

### (5) コメント

従業員がなぜクレンプテロール使用の豚肉を仕入れたのか疑問が残る事件である(大企業の子会社に対するガバナンス不足であるが、問題の豚肉はむしろ高い値段で仕入れられていたので、子会社社長を含む全員の無知・検査設備の不備・賄賂絡みが考えられる)。

## 康潤公司 地溝油事件【ガバナンス——経営者関与】

Date	2012 年 3 月 21 日
------	-----------------



Commercial Name	江蘇康潤食品配料公司
Scandal Type	刑法違反

### (1) 事件の背景

中国食糧と油標準化委員会油料油脂チーム長を務める武漢工業大学の何東平教授によると、2010年の中国全土の動物油と植物油の年間使用量は2250万トンで、食用植物油の生産量は2000万トンである。つまり、市場の不足分にあたる200～300万トンが、地溝油で賄われている計算になる。地溝油産業は、中国では20年以上の歴史をもつとされるが、地溝油の生産が後を絶たない理由の一つが、その高い収益性にある。そのほかにも、当局の規制が全土に行き届かない状態だった。

### (2) 事件の発端・経緯

2011年10月頃、浙江省金華市公安局の派出所に届けられた一件のクレームがきっかけとなり、浙江・安徽・上海・江蘇・重慶・山東の6省の公安機関が合同捜査を行った結果、2012年3月21日、13カ所の生産拠点で100人余りの関係者を逮捕し、3,200トンあまりの地溝油を没収した。それらのうち、取引額が最も大きかったのは江蘇康潤食品配料公司で、2011年1月～2012年3月の期間中、法人の代表と副総経理の主導のもと、組織的に地溝油を「食用油」に加工し、全国の油脂企業・食品加工企業と火鍋店などの117社に納入した。その金額は6000万元以上に上るとされる。

### (3) その後の展開、会社の対応

康潤公司是、食品安全生産許可証、動物原性資料製品生産企業安全衛生合格証など、各種の許認可証を取得しており、手続き上は合法企業だった。また、生産した飼料油・食用油も関連省庁の品質検査を通過していた。被告人らの逮捕後、会社は閉鎖に追い込まれた。

### (4) 顛末、裁判の行方

2013年10月9日、江蘇省連雲港市中級人民法院は、被告人王に有毒食品の生産販売罪を適用して無期懲役と財産の没収を、その他の者には、懲役15年罰金500万元乃至懲役1年執行猶予2年罰金15万元と、執行猶予期間中に食品関連

産業への従事を禁止する判決を言い渡した。さらに、法人の不法所得 2255743.1 元を没収、保有資産 3954581.78 元を凍結させ、その他被告人らの不法所得も没収した。

#### (5) コメント

手続き上は合法企業による会社ぐるみの犯罪である。

### 上海福喜 賞味期限切れ食肉事件【ガバナンス——経営者関与】

Date	2014 年 7 月 20 日
Commercial Name	上海福喜食品有限公司
Scandal Type	食品安全法違反

#### (1) 事件の背景

後を絶たない食品安全事故を受け、中国の国民は食にますます敏感になり、メディアもこれに応えるかのように企業の監視役を買って出ている。

#### (2) 事件の発端・経緯

2014 年 7 月 20 日、上海のテレビ局 東方衛視（中国語版、英語版）が米国の食材卸大手 OSI グループ傘下の現地法人である上海福喜食品有限公司への潜入取材番組を放送した。番組では、組織的な賞味期限の改竄、賞味期限切れの食肉の使用、大口顧客の検査時のみ誤魔化さずに作業するなどの実態が明かされた。

番組放送当日、食品薬品監督総局<sup>25</sup>は夜 7 時過ぎに上海福喜に到着したが、守衛に制止され、一時間以上経ってやっと工場に入った。当日夜半、工場の閉鎖が公表され、7 月 21 日、全国の食品薬品监督管理局は、一斉にファストフードの食材供給元に対する検査を行った。また、工場品質部のマネージャーは、賞味期限切れ原材料の使用は上層部の指示によるものと証言し、8 月 29 日、勾留中の 6 人が粗悪商品生産販売罪で正式に逮捕された。2015 年 9 月 30 日、上海人民検察院は上海福喜食品有限公司と河北福喜食品有限公司責任者など 10 人を粗悪商品生

<sup>25</sup> 国務院直属の機関。食品薬品监督管理局とも呼ばれるが、地方には、例えば、上海市食品薬品监督管理局がある。

産販売罪で起訴した。

(3) その後の展開、会社の対応

7月23日、福喜グループの取締役会代表及び主席執行役のSheldon Lavinは、公式ホームページに謝罪声明を出し、「信じがたい行為である。私は弁護する気もなければ、弁解もしない」と述べた。7月26日、食品薬品監督総局は、返品された商品から上海福喜が「2013年5月に生産された6ロットの商品が、商品名とパッケージが変更され、賞味期限はそれぞれ2014年1月4日、11日、12日に改竄」した違法証拠を見つけた。その総量は4,396箱であり、そのうち3,030箱は販売済みで、残りは当局によって蔵置された<sup>26</sup>。これに対し、福喜集団アジア太平洋総経理が、OSI投資(中国)有限会社を代表して中国の消費者に謝罪した。その後、マクドナルド中国など大口取引先が仕入れを打ち切ったため、9月22日には従業員340人を解雇した。

(4) 顛末、裁判の行方

2016年2月1日、第一審の上海市嘉定区人民法院は、粗悪商品生産販売罪で上海福喜と河南福喜に罰金120万元を科した。また、被告人10人に対して、オーストラリア国籍の楊立群に懲役3年、罰金10万元と国外退去などの判決を言い渡し、上訴審も原審を維持した。さらに10月3日、上海市食品薬品监督管理局は、上海福喜有限公司及びその親会社であるOSI投資(中国)に計2428.5万元の罰金を科した。さらに、上海福喜有限公司と責任者らは、上海食品嚴重違法信用不良ブラックリストに載せられた。

**【韓国】**

**CJフードシステム 学校給食集団食中毒事件【製造物責任】**

Date	2006年6月21日
Commercial Name	CJ Fresh Way (現社名)

<sup>26</sup> 中国や韓国ではよくあることだが、メディアによって報道の数字が異なる。報道機関の問題なのか、政府の問題なのかは判然としない。

Scandal Type	責任の所在不明
--------------	---------

### (1) 事件の背景

韓国政府は、1992 年ごろから学校給食事業を推進し、2002 年末で小中高等学校における完全給食が実現した。2003 年 3 月、給食を外部委託したソウル市内の 13 校で集団食中毒が発生し、1,557 人からノロウイルスが検出された。しかし、業者らに対する検査ではウイルスが検出されなかったため、給食業者のほとんどが「嫌疑なし」として給食事業を再開した。学校給食に対する信頼は大きく揺らいだ。

### (2) 事件の発端・経緯

2006 年 6 月 21 日、ソウル・仁川など首都圏の学校で食中毒症状を訴える患者が集団発生し、教育庁は、CJ フードシステム株式会社（以下「CJ」）に委託している 57 校に対し、学校給食の中止命令を出した。翌 22 日以降、CJ は委託を受けている学校給食と団体給食の食材供給を全面休止した。

6 月 29 日、食品医薬品安全庁と検察は、CJ 本社と研究所に立入検査をした。検査件数 1,821 のうち、6.6% の 121 件からノロウイルスが検出されたが、納品業者及びその職員に対する検査ではウイルスは検出されず、食中毒事故の媒介となった食べ物などの追加調査でも給食食中毒事件の原因究明はできなかった。

### (3) その後の展開、会社の対応

結局、CJ とその他業者で計 46 校の生徒 3,613 人を巻き込む事件となった。6 月 26 日付で CJ の李チャンゲン代表が謝罪会見をし、学校給食事業から全面撤退する旨発表した。また、政府の学校給食直営化に協力すべく、220 億ウォン相当の既存の給食施設を各学校に寄贈し、直営化が完了するまで各学校の栄養士をそのまま常駐させ、人件費も CJ が負担するなどの方針を示した。なお、学校給食事業は CJ の前年度売上額の 10% を占めており、収益性の高い団体給食はその後も継続した。

### (4) 顛末、裁判の行方

事故の原因究明が失敗に終わったため、検察は CJ を嫌疑なしとした。他方、その後の民事裁判では、CJ の過失責任が一部認容され、被害生徒に慰謝料 10 万

ウォンを認める判決が出された。判旨は、「原因究明…諸要素が複合的に影響する法益侵害の結果などを、…すべて被害者の立証責任とするのは、事実上被害者の権利保護を拒否するに等しい」と前例のない判断を示し、CJのみならず、その他財閥系列の給食業者からも法的責任を問われる可能性を開いた。

#### (5) コメント

当時の時代背景もあろうが、曖昧なまま幕を下ろした事件という印象がある。

### ロッテ製菓 メラミン入りスナック事件【製造物責任】

Date	2008年10月04日
Commercial Name	LOTTE CONFECTIONERY CO., LTD (現社名)
Scandal Type	食品衛生法違反

#### (1) 事件の背景

中国のメラミン粉ミルク事件は、中国からの輸入食品の多い韓国でも、一連の問題を引き起こした。2008年9月、韓国の食品医薬品安全庁が中国からの輸入乳製品について検査した結果、ヘテ製菓・東西食品など、大手食品会社がOEM方式で生産・輸入した商品から基準値以上のメラミンが検出された。9月25日、マカオ当局がロッテチャイナフード(北京)の商品からメラミンが検出されたと発表した。ロッテ製菓は「ロッテチャイナフードの製品は中国市場のみで販売しており、問題の商品は韓国に輸入されていない」、韓国に輸入されたのは青島の自社工場で生産された「アップルジャムクッキーのみで、食薬庁(食品医薬品安全庁)の検査でも問題なかった」と釈明した。

#### (2) 事件の発端・経緯

9月30日、農食品部は乳製品の輸入先を問わず、メラミン検査を義務づけ、とりわけ中国製品については全量検査を実施する方針を発表した。そして、10月4日、ロッテのビスケット「シュディ」から2.4~3.36 ppmのメラミンが検出された。問題の商品は2007年10月~2008年5月に上記青島工場で生産されたもので、食品医薬品安全庁は出荷済みの全147トンに対し緊急回収命令を発したが、回収率はわずか11.7%だった。

当初発表した「中国現地工場での生産商品」にシュディを含めなかったことに関しロッテは、「5月に生産を終了したため」と釈明した。また、OEMのみならず、ロッテの自社工場製品からメラミンが検出された結果に対し、ロッテは「かかる製品の一部は、食薬庁の検査ですでに合格判定を受けたが、今回の検査結果を受け、先行検査の結果に関わらず、全量回収・廃棄する」と表明した。

### (3) その後の展開，会社の対応

2008年11月7日、食品医薬品安全庁の国政調査会に出席したロッテの代表は「メラミンの検出は予想外」で認知していなかったとした。また、今後、企業努力を重ねること、メラミン菓子による収益を社会に還元することを約した。しかし、12月14日の中国の報道によると、ロッテの中国現地工場で生産したスナック類を摂取した幼児2人が、メラミンによる腎臓結石で入院治療を受けていることが判明した。

### (4) 顛末，裁判の行方

食品衛生法施行規則によると、食用禁止物質を含む食品を輸入した場合、輸入段階で摘発されれば、営業停止2カ月、通関及び流通段階で摘発されれば、営業所廃止の処分が規定されている。この規定に基づき、ロッテを含む計10の輸入食品業者は、製品回収が終わり次第、営業所を閉鎖する処分を言い渡された。

### (5) コメント

中国のメラミン余波の事件である。ロッテは、生産が終了していたため、中国で生産された商品に含めず（情報公開せず）、のちに全量回収したが、企業倫理が問われる。

## 南洋乳業 メラミン粉ミルク輸出事件【食の安全と報道】

Date	2009年1月30日
Commercial Name	Namyang Dairy Products
Scandal Type	企業倫理

### (1) 事件の背景

2008年9月29日、ニュージーランドのタトゥア社が自社のラクトフェリンか

ら4 ppmのメラミンが検出された旨発表した。食品医薬品安全庁が、南洋乳業（以下「南洋」）がタトゥア社から輸入したラクトフェリンを検査した結果、メラミンが検出された。

南洋は食品安全騒動の“常連”である。2006年9月のサカザキ菌事件では販売禁止及び自主回収命令を言い渡され、1989年チェルノブイリ放射能離乳食事件では放射能が検出されたが、当時の韓国には食品の放射能基準がなく違法とはされなかった。

## (2) 事件の発端・経緯

2008年5月、6月、9月の3回にわたり、南洋は問題のラクトフェリンを計480 kg 輸入した。当初、食品医薬品安全庁は未使用分のみ検査した結果、一部からメラミンが検出されたため、南洋は未使用分全部をタトゥア社に返品し、メディアに自社製品のメラミンフリーを大々的に宣伝した。しかし、その後5月輸入分のラクトフェリン90 kgが、検査を経ないまま108,000千缶の新製品に使われたことが判明し、南洋は「使用済み原材料の検査は不可能だったため」と釈明した。実際、製品からはメラミンが検出されなかったが、南洋は国内販売を諦め、在庫のうち52,920缶をベトナムに輸出した。ファイナンシャルニュース社（以下「F社」）は、メラミン検出が疑われ、国内流通が中止された粉ミルクを輸出した企業の道徳性を問題視し、2009年1月29日以降の2週間で45件の記事を集中的に報道した。

## (3) その後の展開、会社の対応

南洋は、製品からメラミンが検出されていなかったことを根拠に、「従来の製造・輸出と変わらないから問題ない」との立場を貫き、2月3日、F社を相手に訂正記事の掲載と損害賠償請求10億ウォンを求めて提訴した。

## (4) 顛末、裁判の行方

2009年2月26日、ソウル南部地方法院は、「メラミン疑惑粉ミルクを輸出」したとの報道が名誉棄損に当たるとし、南洋の記事掲載等禁止仮処分申請を認めた。そして、9月29日、ソウル南部地方法院は、F社と担当記者に訂正記事の掲載及び2億7000万ウォンの損害賠償を命じ、訂正記事の掲載が遅れた場合、日額500万ウォンの追加賠償も併せて命じた。

他方、2011 年 1 月 19 日、ソウル高等法院は、第一審の判断を覆し、原告敗訴の判決を言い渡した。判旨は「南洋乳業の製品からはメラミンが検出されなかったとしても、その原材料にメラミンが含まれる可能性がある以上、メラミン含有疑惑からは逃れられず、記事が問題としているのは「輸出に関わる企業の道徳性」であって、「記事の内容・目的が公共の利益に資する以上、名誉棄損の違法性はない」とするものだった。

2009 年 5 月 3 日、大法院も原審の判断を是認し、F 社の勝訴が確定した。また、出版物による名誉棄損で起訴された F 社の記者 2 人に対する刑事訴訟においても、第一審・控訴審ともにおおむね上記大法院の判旨に類似した判決理由で、無罪を言い渡し、確定した。

#### (5) コメント

メディアの報道が虚偽であり、名誉棄損に当たるかどうか争われた事件。抱えた在庫を国外（ベトナム）に輸出したのが印象に残る。

### ロッテマート 冷凍さんま事件【ガバナンス——従業員等関与】

Date	2013 年 4 月 18 日
Commercial Name	Lotte Mart
Scandal Type	食品衛生法違反

#### (1) 事件の背景

2001 年 5 月末、大手スーパーマーケットが、当日中に販売しなければならない海鮮や肉類などの生鮮食品を加工日時・流通期限を改変して販売し、計 4 億 900 万ウォンの利益を上げた容疑で一斉に摘発された。そして、各業者らには、営業停止処分に代わる 600 万、2490 万、3030 万ウォンの課徴金がそれぞれ課された。実際、ロッテマートをはじめ、大手ディスカウントマートのトップ三社は、度々流通期限切れの商品を陳列・販売した疑い等で摘発されたが、営業停止処分ではなかったとされる。

#### (2) 事件の発端・経緯

2013 年 4 月 18 日 13 時 30 分ごろ、浦項海洋警察署所属の警察官が、大邱広域



市東区栗下洞のロッテマート大邱店で、冷凍さんまが一日以上冷蔵保存されていることを見つけ、大邱市に通報した。4月30日、通報を受けた大邱市はロッテマートに処分前通知を出したが、ロッテマートは警察官の恣意による処分であるとして撤回を申し立てた。大邱市は5月22日、食品衛生法7条（食品または食品添加物に関する基準及び規格）の保存及び流通基準違反で、ロッテマートに営業停止7日の処分（以下「本件処分」）を言い渡した。

### (3) その後の展開、会社の対応

5月27日、ロッテマートは処分に不服として、行政審判を申し立てた。7月29日、行政審判委員会は、「申立人が保存及び流通基準に違反した事実は明白であるが、「申立人が課徴金を希望する場合、通常認められる」こと、「本件処分を課徴金に変更しても…公益目的と処分基準の趣旨に抵触しない」ことを理由に、本件処分を課徴金1100万ウォンあまりに変更した。

処分を受け、ロッテマートの責任者は「担当者のミスによるのであり、営業停止処分は重過ぎる」との意見を表明した。なお、2016年の国政監査資料によると、ロッテグループの企業が2013年以降食品衛生法違反で摘発された回数は計38回と、大手食品企業のなかで最も多く、グループ全体の体質的な病弊が浮き彫りとなった。

### (4) 顛末、裁判の行方

事件後、メディアは一日の売上額が2億ウォンを超えるロッテマートに対し、かかる課徴金は1時間の売上額にも満たないと一斉に批判した。また、売上額が大きければ大きいほど、営業停止1日に代わる課徴金の割合が低下する傾向が指摘された。

これを受け、食品医薬品安全処<sup>27</sup>は食品衛生法施行令の課徴金付加基準改正に乗り出した。

<sup>27</sup> 1998年に保健福祉部の外局として設置された食品医薬品安全庁は、2013年、食品安全の一元管理を目的に、農林水産部から農畜産物衛生安全業務、保健福祉部から食品医薬品安全業務が移管され、国務総理（首相）直属の食品医薬品安全処に改編された。

## クラウン製菓 黄色ブドウ球菌菓子事件【ガバナンス——経営者関与】

Date	2014 年 9 月 23 日
Commercial Name	Crown Confectionary
Scandal Type	食品衛生法違反

## (1) 事件の背景

2008 年のメラミン波紋の折、国内最大の製菓会社ロッテや製菓大手の東西食品の商品を含む韓国の製菓類から基準値を超えるメラミンが検出された。その後、消費者による急激なスナック離れが進み、製菓各社は健康スナック市場へとシフトし、それらの売上は増加した。

## (2) 事件の発端・経緯

2014 年 9 月 23 日、食品衛生法違反事件の捜査中だったソウル西部地方検察庁は、クラウン製菓が生産した商品「オーガニックウエハース」から 1g あたり 1 個 (1 cfu/g) 以下の基準値に対し最大 280 万個以上の細菌が検出された事実を確認し、捜査に着手した。

2009 年 3 月 2 日～2014 年 8 月 7 日の間、クラウン製菓は、自主品質検査で黄色ブドウ球菌等が検出された製品約 99 万個 (時価総額で約 31.7 億ウォン相当) を出荷・販売した。9 月 24 日～26 日、検察はクラウン製菓の鎭川工場に対し強制捜査を実施し、関連会社についての調査も行った。26 日には、食品医薬品安全処も問題商品の販売中止及び回収措置を命じ、当該商品はすべて回収された。

## (3) その後の展開、会社の対応

生産担当役員及び工場長、品質管理チーフなど 3 人が逮捕され、2014 年 10 月 8 日には前記 3 人を含む 7 人及び法人が起訴された。

クラウン製菓は 10 月 10 日自社のホームページに謝罪広告文を掲載し、「業務工程規定に対する理解不足によりミスが発生した」とした。問題の製品は 9 月 26 日から全量回収して再度精密検査を行い、基準値以上の細菌は検出されなかったが、信頼回復のため生産を中止したと発表した。

## (4) 顛末、裁判の行方

第一審のソウル西部地方法院刑事 1 部は、2016 年 1 月 20 日、食品衛生法違反

で起訴されたクラウン製菓の役員ら2人には懲役1年6月、執行猶予3年、残り4人には懲役1年～8月いずれも執行猶予2年、法人には罰金5000万ウォンを宣告した。裁判所は、1次検査で基準値を超える細菌や黄色ブドウ球菌が検出されても、クラウン製菓が製品を廃棄せず、他のサンプルを採取して2次・3次検査を実施し、適合判定が出れば商品を出荷・販売していたと認定した。また、鎮川工場では、2009年から当該製品から黄色ブドウ球菌をはじめとする微生物の検出に対し特別管理を行っており、会社が問題点を十分に認識していたと認めざるを得ないと指摘した。量刑に関しては「責任逃れ、また、真摯な反省が見られず、厳罰は避けられない」としながらも「問題を解決すべく努力を続けており、実害が発生していない点を考慮し」とした。

これに対し、控訴審は事実認定でクラウン製菓が違法販売した商品の数を72万個に限定しながらも、従前通りの量刑を維持した。

### 東西食品 大腸菌シリアル事件【ガバナンス——経営者関与】

Date	2014年10月13日
Commercial Name	Doungsuh Food
Scandal Type	食品衛生法違反

#### (1) 事件の背景

クラウン製菓の黄色ブドウ球菌菓子事件で、大手食品会社に対する国民の信頼は揺らいだ。また、食品医薬品安全処が2008年に導入した自主品質管理制度について、①自主品質検査を行わなかった場合には刑事処罰の対象となるが、不適合結果を報告しなかった場合は過料しか課し得ない、②外部の品質管理機関が故意に不適合商品に適合判定をしても処罰根拠がない、③2012年以降、4,700の大型食品製造業者のうち、自発的に自主品質検査不適合を申告した事例が皆無だったなど、制度の不合理性が指摘され、監視体制が批判にさらされるようになった。

#### (2) 事件の発端・経緯

2014年10月13日、SBS放送局の8ニュースが内部通報者の情報をもとに、シリアル最大手の東西食品株式会社の鎮川工場を取材した結果、出荷直前の品質

検査で大腸菌群やカビが見つかった商品を開封し生産ラインに戻して加熱処理を経て再利用している実態が発覚した。内部通報者の作業日誌によると、不良判定を受けた商品は 1~2 カ月放置されることもあり、新商品に 10% ずつ混ぜて出荷するよう、具体的に指示されていることが判明した。報道を受け、検察と食品医薬品安全処が調査に乗り出した。

調査の結果、東西食品は 2012 年 4 月~2014 年 5 月の間、鎮川工場で生産された 5 品目から大腸菌群が検出されたにもかかわらず、正常な製品に混ぜて 52 万个 (42 トン, 28 億ウォン相当) を販売したことが判明した。2014 年 10 月 13 日、検察は東西食品の鎮川工場・ソウル事務所・研究所の立入検査を実施し、食品医薬品安全処も問題のフレークを回収して検査した結果、大腸菌は検出されなかった。

### (3) その後の展開, 会社の対応

食品医薬品安全処は、自主品質検査結果不適合商品を他の商品の原材料とした行為が食品衛生法第 7 条第 4 項違反として是正命令を言い渡し、不適合の事実を食品医薬品安全処に報告する義務を怠った行為が食品衛生法第 31 条第 3 項違反として、過料 300 万ウォンを課した。検察は 2014 年 11 月 20 日付で東西食品の代表取締役、副社長を含む責任者計 6 人を起訴した。

当初、東西食品は、大腸菌群は加熱処理をすれば殺菌が可能で、かつ再加工を経て問題のない商品のみ出荷した旨反論した。問題が深刻化すると、4 品目のリアル製品については、検査結果に関わらず全量破棄するとし、「安全な食品を作る責任ある企業に生まれ変わる」ことを約し、謝罪を繰り返した。

### (4) 顛末, 裁判の行方

食品医薬品安全処は、本件を機に自主品質検査制度の改正案を提示した。また、裁判所は一審・控訴審ともに東西食品の役員及び法人に無罪を言い渡した。判旨は「最終包装完了後であっても、後に検査が行われる以上、完全な完成品とは言えない…原材料はその特性上大腸菌が含まれることも想定され、最終的な完成品に大腸菌が含まれていることを基準とすべきである」というものだった。

## 【日本】

## 森永乳業 ヒ素ミルク中毒事件【製造物責任】

Date	1955年8月24日
Commercial Name	森永乳業株式会社
Scandal Type	ヒ素中毒

## (1) 事件の背景

1951年「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」で、調製粉乳に栄養素を添加することが認められた。工業規格の第二リン酸ソーダにはごく微量のヒ素が含まれているが、当面の問題はなかった。1955年4月に納入された第二リン酸ソーダには極めて危険な分量のヒ素が含まれていた。

## (2) 事件の発端・経緯

1955年8月24日、岡山大学医学部が公式発表。1956年2月の厚生省発表では、死者131人、中毒患者12,159人。ただし、厚生省は後遺症はないとした。

## (3) その後の展開、会社の対応

被害者たちが行動を起こし、1973年5月、日本小児科学会は後遺症があると報告。

## (4) 顛末、裁判の行方

一審では森永側が全員無罪とされたが、検察が上訴。1973年、判決は過失の予見可能性判断において危惧感説<sup>28</sup>を採用し、徳島工場元製造課長1人が実刑判決を受けた。ちなみに危惧感説が採用された判例は最初で最後である。

## (5) コメント

いつ製造された、どの製品にヒ素化合物が混入していたのかは不明。食の安全性が問われた事件の第1号とされ、今も食品添加物の安全性に関する消費者の権利として引き合いに出される。危惧感説は恣意的に濫用される虞もあり、また、

<sup>28</sup> 危惧感説(新・新過失論)は、未知の分野についても広く過失犯の責任を問うべきであるというもので、社会的に不相当な行為をした以上、何らかの危険があるかもしれないという漠然とした危惧感があれば過失犯は成立するとする。予見可能性の要件を否定するもの。

そもそも経営者ではない、現場の管理職のみが責任追及されるべきではないと考える。

支援者らの自主的な運動として行われていた不買運動は、会社の不誠実な対応の結果、日本国民全体に拡がり、日本の不買運動史上最大のものとなった。

### 雪印乳業 集団食中毒事件【製造物責任】

Date	2000 年 6 月 27 日
Commercial Name	雪印乳業株式会社
Scandal Type	業務上過失致死・傷害

#### (1) 事件の背景

雪印乳業は、1955 年にも集団食中毒事件を起こしている。

#### (2) 事件の発端・経緯

2000 年 6 月 27 日、食中毒発症の通報後、大阪工場は大阪市保健所の事実報告にも応じず、社告、店頭表示も社長未決済を理由に猶予を求めた。さらに大阪市保健所も事実確認の後、会社と同時に発表したいとタイミングを遅らせた。公表を遅らせたため、さらに 5 人以上が発症した。

#### (3) その後の展開、会社の対応

7 月 1 日、記者会見でバルブから黄色ブドウ球菌を検出したと発表。1 週間に 1 度洗浄のはずが 3 週間行っていなかったと聞いて、その場で社長が「君、それ本当か」と発言。

#### (4) 顛末、裁判の行方

2002 年の雪印食品の偽装牛肉により、グループは分社等を行った。

#### (5) コメント

社長の「私は寝ていないんだ」発言で知られる。公表の遅れによる被害拡大の刑事責任も問われた。

**雪印食品 偽装牛肉事件【ガバナンス——従業員等関与】**

Date	2002年1月23日
Commercial Name	雪印食品株式会社
Scandal Type	食品衛生法違反

**(1) 事件の背景**

2001年9月に牛海綿状脳症(BSE)の乳牛が確認され、全頭検査開始以前に解体された牛を流通させずに最終処分すること(事実上の買い取り)を決定。

**(2) 事件の発端・経緯**

2001年10月、雪印食品の従業員が偽装のために西宮冷蔵に入った。告発により偽装を知った雪印食品の調査はおざなりなものであった。2002年1月23日、毎日新聞が報道。

**(3) その後の展開、会社の対応**

2002年4月30日、会社は解散。

**(4) 顛末、裁判の行方**

部長ら5人は懲役2年・執行猶予3年。

**(5) コメント**

日本ハム国産牛肉偽装事件(補助金を騙取しようとしたもの、その牛肉は世に出回らない)やマルハ蝸脱税事件(関税法違反)との相違を考察中。経営陣の関与は信用できないと判断された。従業員がなぜ偽装したのか疑問が残る。

**全農チキンフーズ 偽装鶏肉事件【ガバナンス——従業員等関与】**

Date	2002年3月4日
Commercial Name	全農チキンフーズ株式会社
Scandal Type	不正競争防止法違反(原産地・質量等を誤認させる取引)

**(1) 事件の背景**

この時期は、食品を扱う企業のコンプライアンスのあり方が社会問題となっていた。被害者であるコープネット事業連合の安全な食品の供給システムが機能し

なかった。

(2) 事件の発端・経緯

BSE の影響で、鶏肉の需要が増加し、注文に応じきれない虞から、タイ産、中国産を国産、また、長期無薬を無薬と偽って出荷。雪印食品の偽造発覚後、経営陣は社内調査を行い、偽装を確認したが、生協からの質問に対しては輸入原料は使用していないと回答することを容認した。さいたまコープへの匿名の通報で発覚。

(3) その後の展開、会社の対応

全国農業協同組合連合会（全農）会長は辞任を表明。全農チキンの社長、専務は辞任。

(4) 顛末、裁判の行方

支店長 1 年 6 月、部長 2 人に懲役 1 年。全農チキンフーズ株式会社に罰金 1800 万円。

(5) コメント

従業員のみが懲役刑となったことには疑問が残る。

**丸紅畜産 鶏肉偽装事件【ガバナンス——従業員等関与】**

Date	2002 年 3 月 12 日
Commercial Name	丸紅畜産株式会社
Scandal Type	不正競争防止法違反（虚偽表示）

(1) 事件の背景

1991 年ごろから、「国産銘柄の鶏肉を連日納入できる」とセールスし、冷凍国産鶏肉を生鮮肉として販売。その後、ブラジル産を偽装。

(2) 事件の発端・経緯

2002 年 3 月発覚。丸紅畜産と取引先の加工業者に、公正取引委員会が入入検査。

(3) 顛末、裁判の行方

部営業所長は懲役 2 年・執行猶予 3 年、丸紅畜産は罰金 1800 万円ほか。

(4) コメント



伊藤忠フレッシュ鰻産地偽装事件（JAS 法違反（産地偽装））との相違を考察中。

### ダスキン 禁止添加物入り肉まん販売事件【製造物責任】

Date	2002 年 5 月 20 日
Commercial Name	株式会社ダスキン
Scandal Type	食品衛生法違反

#### (1) 事件の背景

米国食品医薬品局 (FDA) や欧州食品安全機関 (EFSA) が食品添加物として認めている TBHQ (ターシャリー・ブチルヒドロキノン) は、日本では食品添加物としての利用が認められておらず、TBHQ を含む食品の輸入・販売が禁止されている。

2000 年 11 月に取引業者の指摘を受けたダスキンは、中国の在庫は破棄したが、日本の在庫は TBHQ が検出されなかったため、12 月 20 日まで継続して販売した。

#### (2) 事件の発端・経緯

2002 年 5 月 20 日、TBHQ を含む肉まんを販売していたとダスキンが発表。

#### (3) その後の展開、会社の対応

指摘した取引業者に事実上の口止め料を払っていたことも発覚（後に、ダスキンは恐喝容疑で府警に告訴）。

#### (4) 顛末、裁判の行方

2004 年、株主代表訴訟で元社長の注意義務違反を認定。取締役 11 名に関しては総額 5 億 5800 万円の損害賠償責任、分離審理の 2 名に関しては連帯して 53 億 4350 万円の賠償責任を認めた控訴審判決の通り確定した。

#### (5) コメント

ブランドを守るための隠蔽工作は、違法性を承知の上での行為であり、企業倫理が厳しく問われた。不祥事隠蔽事件における取締役の公表義務を初めて認定した。

## おわりに

本稿では、食品の“リスク”を考察するのに、金融の不祥事が参考になると考えたことから、金融の巨額損失事例を引いたが、予期せぬ金融リスクが顕在しただけという事例が皆無だったことは意外かもしれない。食品に関しても不祥事の生起は同様であり、ガバナンスが重要な切り口となると考える。

事案として取り上げる基準は大企業やリーディングカンパニーの事例を原則とした。中小企業の場合は、リスク認識が甘いということもあろうが、これはコンプライアンスが未成熟という点で基本的に万国共通かと思われ、大企業の事案のほうが、国の状況を映しており、議論するにふさわしいと思われたためである。

中国・韓国の食品の事例に関する、現時点での印象を述べておきたい。

中国の事例は、韓国以上に、個人のモラルの低さが目立つ。コンプライアンスのあり方が、3カ国中、最も杜撰との印象をもった。

韓国の大企業の場合、これもある意味でガバナンスであるが（私たちが一般に使うのとは違う次元であるが），“軍隊式”経営方式で統制・管理されており、経営陣の意識・考え方がもっぱら、また、すぐさま組織全体としての意識・考え方となり、不祥事の発生・隠蔽につながりやすい。また、企業と政府との関係性にも注目する必要があるだろう。いずれも、ガバナンスの主要対象が経営陣であることに特徴があるのではないかと考える。

また、事案の特徴としては、同じ企業が何度も繰り返し問題を起していること（日本も少し前はそうだったと思われる）、大企業であるにもかかわらず、事件の発生原因・事後処理からコンプライアンス意識が欠落していること、等々が考えられる。企業倫理や、そのもととなる社会規範の希薄さが背景となっているのかもしれない。他社の不祥事が他山の石とされることはなく、「だから、わが社も隠蔽をしなくては」と歪んだ発想に向かっているのが興味深い。一方、それらの企業も、当然ながら各社のホームページではコンプライアンス条項の掲載があったりするので、コンプライアンス条項が形式的な次元に留まっており、実践できていないのが現状と思われる。

さまざまな事案は、かつて日本の事案を見るかのような印象を受けた。GDPあるいは一人当たりのGDPが、食のリスク管理に関しても少なからず影響していると思われる。

特に大企業の場合、ガバナンスが中国・韓国・日本で違うということであろうか。その意味では、「日本→かつての日本・現在の韓国→中国」と並べられるのかもしれない。また、食の安全の不祥事で日本・中国・韓国で大きく異なっているのは“信用”即ち“ブランド”に対する考え方の違いが原因かもしれない。

今後、日本・中国・韓国のコーポレートガバナンスの違い、また、その背景となっていると思われる資本主義のタイプの違いの研究を行いたい。

以上

## 【参考文献】

### (1) 日本語文献

- 植村修一『不祥事は、誰が起こすのか』日本経済新聞出版社 2014年
- 岡本浩一『リスク心理学入門——ヒューマン・エラーとリスク・イメージ』サイエンス社 1992年
- 齋藤憲（監修）『企業不祥事事典——ケーススタディ 150——』日外アソシエーツ株式会社 2007年
- 白石和良『中国の食品産業——その現状と展望——』農山漁村文化協会 1999年
- スティグリッツ, J. E., グリーンワルド, B『新しい金融論——信用と情報の経済学』（内藤純一, 家森信善 訳）東京大学出版会 2003年
- 中嶋康博「食の安全性確保に関する政策」小城勝相, 一色賢司『食安全性学』放送大学教育振興会 2014年
- 中西準子『食のリスク学 氾濫する「安全・安心」をよみとく視点』日本評論社 2010年
- 林康史「金融リスクと巨額損失事例」『生命保険会社の金融リスク管理戦略』東洋経済新報社 2000年 [中国語訳「金融风险与巨額損失案例」『寿险公司 金融风险管理战略』中国金融出版社 2003年]
- 林康史（編）『ネゴシエーション——交渉の法文化』国際書院 2009年
- ラム, ジェームズ『戦略的リスク管理入門』（林康史, 茶野努 監訳）勁草書房 2016年

(2) 韓国語文献

식품안전정보원 『2016 년 이용자 지향의 식품안전정보 수집·분석 사업성과 보고서』  
2017 년

김현숙 『부정불량식품 범죄에 대한 정책 연구』 치안정책연구소 2013 년

이철호 「서울시민 탐상 안전을 위한 식품안전 관리 정책 발전 방안」 식품안전정책 서  
울포럼 대한상공회의소 2008 년

오세라, 신원정, 박태균, 김보영, 김호식, 이정호, 황성휘, 하상도 「주요 식품안전사건  
에서 정부와 언론이 사용한 보도용어의 차이가 리스크 커뮤니케이션에 미치는 영향」  
“Journal of food hygiene and safety” Vol.27, No.3, PP. 203-2018 2012

박미숙, 조병인, 임유석, 송봉규, 김태민 『식품안전에 대한 형사정책적 방안 연구』 한  
국형사정책연구원 2014 년

한국소비자보호원 『식품 관련 소비자 불만 (사고) 사례 연구』 식품의약품안전청 2005  
년

이철호 『식품위생사건백서 1』 고려대학출판부 1997 년

이철호 『식품위생사건백서 2』 고려대학출판부 2005 년

식품의약품안전처 『식품의약품안전백서』 2000~2016 년

(3) 中国語文献

王玲 「企業社会責任視角下的食品安全法律对策研究」 『北京政法職業学院報』 2011 年  
第 3 期

劉丹 「悪性食品安全事件拷問社会誠信」 『思想政治課教学』 (北京師範大学) 2011 年  
第 8 期

邱礼平 『食品安全概论』 化学工业出版社 2008 年

丁晓雯, 柳春红 『食品安全学』 中国农业出版社 2011 年

周应恒 『现代食品安全与管理』 经济出版社 2008 年

张志健 『食品安全事件管理——危害食品安全事件的预防, 调查与管理』 化学工业出版  
社 2015 年

林康史 「金融风险与巨额损失案例」 『寿险公司 金融风险管理战略』 (译) 中国金融出版  
社 2003 年

**【摘要】**

食品安全属于个人，公司乃至全社会食品经营主体的风险管理问题，同时也需要从公司治理及合规角度，将其视为企业风险管理的一个环节。

通常认为食品安全风险管理与金融机构风险管理存在很大差异，但是二者也有不少共同点。

例如，两者均属于规制产业，风险管理失败均会给社会带来重大影响，有可能成为犯罪或恐怖活动的目标对象。

通过分析金融机构巨额损失案例可以发现，风险因素通常会重叠，复合，因此不适合进行严格的区分。众多的风险成因中，“无知，误会导致员工缺乏风险意识或不足”占首位，即使“有风险意识，但为了我掩饰损失，导致风险管理机制失常”会扩大其损失规模。从大多数案例中可见，过度依赖从业人员，检查机制，风险控制能力不足，经营管理层的判断有误，事务风险管理体制出现漏洞。另外，为了掩盖损失，导致损失扩大的案例也随处可见。

关于食品安全也存在同样的问题，生产流通企业肩负食品安全的最终责任，为了避免发生食品安全事故需要建立起补偿机制，并利用法律制度和社会管理手段保障其正常运行。换言之，作为责任主体，生产经营者的职责极为重要。

各国食品安全管理的具体方法，具有不同的特点。笔者在视察四川省某食品公司的生产厂房时发现，为保障安全合规所利用的措施，在日本是难以想象的。

关于食品安全问题，公司治理与合规将是重要的研究切入点。通过调研中韩两国的食品安全案例，可以发现以下特点。即个人道德伦理观念较差，同一家企业重复犯法，惧怕舆论压力而试图掩饰等问题。此外，合规观念仅仅停滞在表面也是一大特征。虽然GDP和食品安全风险管理存在一定的关系，但今后中韩两国如何保障其安全，值得关注。